

実施計画変更認可申請の状況および今後の申請予定

No.	件名	変更箇所	申請日	申請番号	重複状況	補正申請の要否	対応状況
1	除染装置スラッジ移送装置の設置	<ul style="list-style-type: none"> 目次 II 2.5 本文 添付3 2.7 添付2 添付3 2.47(新規記載) 本文、添付1~4 III 第1編 附則 第2編 附則 第3編 2.2.2 	R1.12.24	廃炉発官R1 第171号	No.2.8	<p>要</p> <p>【記載変更】</p> <p>【既認可反映】(原規規発第2002199号、2005271号、20070804号、2008037号、2009291号、20101210号、2010302号、2101222号、2101291号、2102022号、2102222号、2103115、2104063号、2107074号、2107271号、2109223号、2111054号、2111112号、2204221号、2204281号、2205093号)</p>	<p>【2019年】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○12/24に変更認可申請及び面談を実施。面談にて下記コメントをいただいている状況。 <ul style="list-style-type: none"> -運転中の作業員被ばくや廃棄物発生量について、説明すること。 -海外調達品の品質確保について、説明すること。 【2020年】 <ul style="list-style-type: none"> ○1/28の面談において下記コメントを頂いている状況。 <ul style="list-style-type: none"> -検査の考え方について、説明すること。 ○6/11に面談実施し、コメントは頂いていない状況。【2021年】 ○10/7、11/4の審査面談を踏まえ、11/22の監視評価検討会において、下記を基本とした設計方針の要求事項を頂いている状況。 <ul style="list-style-type: none"> -廃スラッジを非密封で取り扱う区域を設定し、当該区域について、常時負圧の維持機能及び浄化機能を備えた設備とすること。 -脱水物を充填する保管容器は長期的な安定保管に向け、十分な遮蔽・閉じ込め機能を確保する設計とし、耐用年数を評価すること。 -ダスト対策としてHEPAフィルタを設置する場合は環境条件を考慮した設計・運用とすること。 ○12/21に廃スラッジ回収施設の閉じ込め対策及び補正スケジュールに係る面談を実施しており、以下の主なコメントを頂いている状況。 <ul style="list-style-type: none"> -廃スラッジ回収施設を構成する構築物、機器及び系統ごとに、要求される安全機能や安全機能喪失時の放射線影響(耐震クラス)及び閉じ込め対策や漏えい対策等を整理し、施設全体の安全対策がどのようにとられているのか説明すること。 ○12/23に今後の廃棄物保管の方針・スケジュール及び耐震評価の考え方等について説明し、今後の審査に当たって留意すべき事項、審査全体の進め方の見通し等について議論した。 ○1/26に面談を実施しており、主に以下のコメントを頂いている状況。 <ul style="list-style-type: none"> -各エリアの境界面となる壁や飛散防止シャッター等の構造及び気密性を示すとともに、各エリア内の負圧レベルを3段階に分けるための具体的な方法を説明すること。 -プロセス主建屋内の閉じ込め対策として、既存の換気空調設備により建屋全体の負圧管理を実施しているが、同建屋内部に今回追加設置する廃スラッジ移送ポンプ等の環境仕様条件、異常時の対応、メンテナンス性等を考慮の上で、さらなる閉じ込め対策の必要性の有無を説明すること。 -各機器等の配置状況や負圧を維持するエリアが明確になるよう、各コンテナの立面図と平面図をあわせて示すこと。 ○2/9に面談を実施し、主に以下のコメントを頂いている。 <ul style="list-style-type: none"> -廃スラッジ回収施設の設置目的や特徴等を踏まえ、常時負圧に係る設計の「常時」に対する考え方と具体的な内容について説明すること。 -排出する可燃性ガスの種類や滞留するおそれのある箇所を明示するとともに、具体的な滞留防止対策及び排出対策を説明すること。 ○2/25に面談実施しており、主に以下のコメントを頂いている状況。 <ul style="list-style-type: none"> -ダスト対策に伴うエリア管理方針、ゾーン区分等についての詳細を説明すること。 -遠心分離機の脱水率について設備全体の設計方針を踏まえた妥当性を説明すること。 ○3/24に面談実施しており、主に以下のコメントを頂いている状況。 <ul style="list-style-type: none"> -五因子法におけるARF等の係数の妥当性を示すこと。 -本件に関する全体工程(設計プロセス、補正時期等)について説明すること。 ○5/19面談予定。 <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○2019/12/24に変更認可申請。 ○2019/12/24に面談を実施しており、2020/1/28に面談において回答。 <ul style="list-style-type: none"> -線量評価などの前提条件と考え方を示すこと。 ○12/21に廃スラッジ回収施設の閉じ込め対策及び補正スケジュールに係る面談を実施しており、以下の主なコメントを頂いており、2021/1/26、2/9に面談において回答。 <ul style="list-style-type: none"> -要求される安全機能の検討において重要な回収対象のスラッジの性状について説明すること。 -本申請の認可希望時期を来年9月としているが、その後の本施設の設置工事及び2023年度内の廃スラッジ取り出し開始までの全体工程に与える影響とその成立性を説明すること。 ○1/26に面談を実施しており、主に以下のコメントを頂いており、2/9に面談において回答。 <ul style="list-style-type: none"> -設備全体として最大放射線量となる状態での線量評価を行うとしているが、設備の仕様・運転条件を明らかにした上で、その状態が最大である根拠を説明すること。 ○10/7、11/4の審査面談を踏まえ、11/22の監視評価検討会において、下記を基本とした設計方針の要求事項を頂いており、3/24の面談にて回答。 <ul style="list-style-type: none"> -令和3年9月8日の原子力規制委員会を踏まえ、地震による機能喪失時の公衆被ばく影響評価を行い、供用期間、内包する液体放射性物質等を勘案して適切な地震動の設定や必要な対策の検討を行うこと。 ○1/26に面談を実施しており、主に以下のコメントを頂いており、3/24に面談において回答。 <ul style="list-style-type: none"> -地震による安全機能喪失時の公衆被ばく線量評価において、評価に用いた放射線量の詳細(評価値又は測定値ベース、保管容器に充填するスラッジの脱水率等)を説明すること。 ○2/9に面談を実施し、主に以下のコメントを頂いており、3/24の面談にて回答。 <ul style="list-style-type: none"> -地表面以下の土壌による遮へい効果について、線量評価結果に与える影響度を説明すること。
		2	放射性物質分析施設第2棟の設置	<ul style="list-style-type: none"> 目次 II 2.48(新規記載) 本文、添付1~26 III 第1編 附則 第2編 附則 第3編 2.2.2 別冊集目次 別冊25(新規記載) 	R2.5.20 R2.6.30 R3.1.8 R3.5.6	廃炉発官R2 第22号 廃炉発官R2 第67号 廃炉発官R2 第233号 廃炉発官R3 第30号	No.1.8 No.1.4,6,7 No.1.4,7,8 No.1.3,4,7 No.8 と重複

<p>3 大型廃棄物保管庫への使用済吸着塔架台設置</p>	<p>・II 2.45 本文 添付7 添付13</p> <p>・III 第3編 2.2.2</p>	<p>R2.7.22</p>	<p>廃炉発官R2 第79号</p>	<p>No.1.2.4.7</p> <p>と重複</p>	<p>要 【既認可反映】(原規規発第2104063号, 2109223号, 2204281号)</p>	<p>○10/15の面談において以下のコメントを頂いており、11/26の面談において「地震応答解析について、地盤改良後の地盤モデルで再評価する旨回答。下線部は11/19、11/26、12/16の面談において回答したが再度説明を求められている状況。 ・初期地盤モデルとして、1F-5・6号機の地盤モデルを使用することの妥当性を説明すること。 ・クレーン本体の耐震評価について説明すること。 ○11/26面談で回答した地震応答解析の再評価については、3/5面談において速報として中間報告を実施。 ○12/16面談を実施し、以下のコメントを頂いている状況。 ・NS、EW、Zの3方向の解析結果をSRSSによって組み合わせる評価方法について、先行実績等も踏まえて、その妥当性を示すこと。 ○2/9/2/16に面談を実施し、以下のコメントを頂いている状況。 ・適切な地震応答解析を踏まえ、適切な地震加速度等を用い、クレーン、架台の耐震計算を行うこと。 ○4/9に面談実施し、以下のコメントを頂いている状況。 ・吸着塔支持はりの自重に対しての評価や保管架台の転倒評価について、鉛直方向の動的地震力による評価及び水平方向地震力との組み合わせ評価を行い示すこと。 ・構造材料の材料物性、断面特性、許容応力等について、強度評価対象となる全ての部材を整理すること。 ○7/5に面談を実施、面談において以下のコメントを頂いている状況。 ・公衆への放射線影響評価について吸着塔本体や架台が健全であることが前提としているが、詳細を説明すること。 ○9/29に、今後の耐震評価に係る面談を実施しており、以下のコメントを頂いている状況。 ・使用済吸着塔の転倒、漏えいがないと前提した場合、Ss900での定量的な耐震評価を実施すること。 ○11/4の面談において、以下の主なコメントを頂いている状況。 ・耐震設計の見直しについての検討評価の流れについて、当該設備の地震の影響による公衆被ばく影響を示した上で、耐震クラスの設定及び評価フローを示して説明すること。 ・耐震クラスの設定の前段階として行おうとしている波及的影響評価について、その内容及び位置付けを整理して説明すること。 ○12/23に今後の廃棄物保管の方針・スケジュール及び耐震評価の考え方等について説明し、今後の審査に当たって留意すべき事項、審査全体の進め方の見直し等について議論した。 ○2/31に面談を実施し、主に以下のコメントを頂いている状況。 ・大型廃棄物保管庫の耐震クラスについて、内包する放射性物質質量に応じて設定するものとし、供用期間、設計の進捗状況等を踏まえて最終的に適用する地震動を設定するまでの考え方を整理して説明すること。 ・上記の地震動を設定するまでの考え方、建屋補強の検討状況等については、準備ができた段階で早急に説明すること。また、吸着塔支持架台については、これまでに構造計画の概要すら提示がない状況であることから、早急に説明すること。 ○4/8に大型廃棄物保管庫の建屋の Ss900 を用いた耐震評価結果等についての面談を実施し、主に以下のコメントを頂いている状況。 ・大型廃棄物保管庫を構成する構築物、系統及び機器ごとに、最初に新設する際に本来必要な安全機能と耐震クラスを整理したうえで、現状の設計・建設の進捗状況等を踏まえ、最終的に適用する地震動を設定するまでの考え方と評価の仕方について整理して詳細を説明すること。 ・上記の考え方を説明するにあたっては、新設する場合と改造する場合のメリット及びデメリットを整理すること。 ○5/19に面談予定。</p> <p>【経緯】 ○7/22変更認可申請及び面談を実施し、以下のコメントを頂いており、9/25の面談にて回答。 ・架台の構造図、接続方法等を示し、解析モデルの妥当性を説明すること。耐震性評価に用いている応答スペクトルの設定方法を示し、妥当性を説明すること。 ○9/8の面談にて以下のコメントを頂いており、9/25の面談にて回答。 ・架台の構造図について、基礎固定部及び鋼材接続方法について説明すること。 ○9/25に面談にて以下のコメントを頂いており、10/15の面談にて回答。 ・架台の耐震評価について静的震度における耐震強度評価を説明すること。 ○11/19に面談を実施し、以下のコメントを頂いており、12/16の面談にて回答。 ・クレーンが転倒した際の建屋への波及的影響について説明すること。 ○3/26に面談を実施し、以下のコメントを頂いており、11/4の面談にて回答。 ・2/13の福島県沖地震をふまえて、審査中の案件について、影響評価に係る対応方針と今後のスケジュールを示すこと。 ○4/8、4/22に2月13日地震を踏まえた今後の評価に係る面談において、以下のコメントを頂いており、11/4の面談にて回答。 ・2月13日地震の大きさの特定と今後の設計にどのような地震波を適用するか、整理すること。</p>
<p>4 多核種除去設備スラリー安定化処理設備設置</p>	<p>・II 2.16.5(新規) 本文 添付1 添付2 添付3 添付4 添付5 添付6 添付7</p> <p>・III 第1編 附則</p> <p>第2編 附則</p> <p>第3編 2.1.3</p> <p>第3編 2.2.2</p> <p>別冊9</p>	<p>R3.1.7</p> <p>R3.4.15</p>	<p>廃炉発官R2 第232号</p> <p>廃炉発官R3第 17号</p>	<p>No.1.2.6.7</p> <p>No.1.2.7.8</p> <p>No.6</p> <p>No.1.2.3.7</p> <p>と重複</p>	<p>要 【記載変更】 【既認可反映】(原規規発第2107074,2107271,2109223号,2111112号,2204221号,2204281号,2205093号)</p>	<p>○4/23面談を実施しており、以下のコメントを頂いている状況。 ・耐震評価については、2/13の地震についての地震動の分析評価を踏まえた上で、再度説明すること。 ○2/8面談を実施しており、主に以下のコメントを頂いている状況。 ・第 92 回検討会において、原子力規制庁は本設備については「使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則」に準じた設計を求めていることから、見直し後の設計については、負任維持の考え方等、当該基準における要求事項と比較した上で整理して示すこと。 ・第 92 回検討会において、報告があった設計方針についても比較した上で、変更となった点があれば明確に示し、変更理由を説明すること。 ・本設備において取り扱う放射性物質には、高濃度の液体放射性物質が含まれるため、Ss900 の地震時における漏えい防止策についても評価を示すこと。 ○3/28面談実施しており、以下の主なコメントを頂いている状況。 ・ダスト取扱エリア-ダスト管理エリア-一般エリアの間の隔壁について適用する耐震クラスならびに、各機器の耐震設計の考え方について説明すること。 ・公衆被ばくの考え方、及び漏えい堰に関する耐震の考え方について説明すること。</p> <p>【経緯】 ○1/7変更認可申請し、面談を実施。以下のコメントを頂いており、2/25の面談にて回答。 ・建物の耐震B.Cエリア、耐震B.Cクラスの設備がどのような設備があるのかを整理し説明すること。 ・建屋内の換気管理を行うエリアを詳細に説明すること。 ・建屋の防火対策について、法律の観点と設備の特殊性の観点を踏まえ、説明すること。 ○2/25面談にて、以下のコメントを頂いており、4/23の面談にて回答。 ・設備のメンテナンスについて、メンテナンス時の作業員の被ばく等について説明すること。 ・保管容器の構造・仕様等について説明すること。 ・崩壊熱や可燃性ガスの評価計算に用いている値の根拠を説明すること。 ○3/17面談にて、一部補正の申請時期を説明。併せて、以下のコメントを頂いており、4/23の面談にて回答。 ・安全確保策(火災に関する記載や、避難経路等に関する記載)に関する記載を検討すること。 ○4/15補正申請 ○6/2の審査面談及び6/7監視評価検討会において、下記のコメントを頂いており、7/12の監視評価検討会で回答。 ・閉じ込め機能を達成する上で、非常用電源の設置、フィルター排風機の多重化、ダストモニタリングの連続監視が必要であると考え、これを踏まえた東電の考え方を示すこと。 ・脱水物保管容器について、40年という耐用年数を担保するのであれば、炭素鋼の使用条件を見直すべき。 ○4/23面談を実施しており、以下のコメントを頂いており、8/2の審査面談及び8/7、7/12監視評価検討会で回答。 ・当該設備におけるSs-90 の取扱量はIAEA基準に照らせば、遮蔽付きグローブボックス等を必要とする取扱量であるため、これを開放空間において安全に取り扱えるとする考え方及び理由について説明すること。 ・フィルタープレス機がある部屋の空気中の放射性物質濃度の評価結果は全面マスクを用いても入室できないほど高レベルとなっているが、トラブル等の際には若干時間を空けて換気を行えば全面マスクで入域できるとする考え方及び理由について説明すること。 ・当該設備では放射性物質を取り扱う設備において重要なバウンダリの考慮がなされていないが、その考え方及び理由について説明すること。 ・設備の運転において、作業員が行う作業内容や、その際に想定されるリスク及び対策について説明すること。 ・放射性ダストが飛散するおそれが最も高い工程として脱水物の落下時の想定がされているが、HIC内の攪拌作業やフィルター交換、トラブル時にフィルタープレス機への作業員の接近による再飛散等、考え得る様々な状況に対して、最大のリスクとなるような評価がなされているか説明すること。</p>

<p>1号機原子炉建屋大型カバー設置 1号機原子炉建屋既存カバー解体</p>	<p>・II 2.11 本文 添付4-2 添付6</p>	<p>R3.6.24</p>	<p>廃炉発官R3 第43号</p>	<p>No.6,9 と重複</p>	<p>要 【既認可反映】(原規規発 第2204221号)</p>	<p>○11/2の面談において、以下の主なコメントを頂いており、4/7の面談にて回答。 ・Se900による放射性物質の放出シナリオにおける損傷モードや影響等のうち、想定として評価及び算出しているものについては、確定した解析として設定根拠やその妥当性について示すこと。 ○3/17面談において、以下の主なコメントを頂いており、4/7の面談にて回答。 ・Se900を用いた大型カバー設置前後のR/B質点系による地震応答解析の結果を示すこと。 ・ひび割れの発生要因については、想定過程含めて資料へ反映すること。 ○4/7面談において、以下の主なコメントを頂いている状況。 ・大型カバーを構成する柱、梁、ブレース等の接合部の設計方法とその考え方について説明すること。 ・昨年9月8日の第30回原子力規制委員会で行った地震動とその適用の考え方に基づき、大型カバーの安全機能、供用期間、波及的影響等を踏まえ、耐震クラスと適用する地震動を設定するまでの考え方を説明すること。 ・水素爆発による外壁損傷の要因として、爆風に限らず、爆発に伴う振動による影響についても説明すること。 【経緯】 ○6/24変更認可申請、6/28に面談を実施し、以下のコメントを頂いており、7/19に面談において回答。 ・燃料取り出し計画全体像、設計仕様の相互関係、燃料取り出しまでの工程等がわかるように整理すること。 ・先行して組み立てる仮設構台と大型カバーとの関係を説明すること。 ・3、4号機の原子炉建屋カバーとの比較を整理して説明すること。 ○7/19の面談において、以下のコメントを頂いており、8/23、9/7、11/2の面談において回答。 ・高線量下を踏まえた鉄骨建方の計画や、アンカーの打設計画を説明すること。 ○7/19、8/23の面談において、以下のコメントを頂いており、11/2の面談において回答。 ・R/B外壁について、事故の影響を考慮した健全性評価方法を説明すること。 ○9/7の面談において、以下の主なコメントを頂いており、11/2の面談において回答。 ・原子炉建屋の外壁の事故後の健全性が確認できていないことから、アンカー削孔作業前に原子炉建屋の非破壊検査等の外壁調査を実施すること。 ・原子炉建屋大型カバーの荷重がアンカーを介して伝わる原子炉建屋の応力集中部位について、事故後の状態及び健全性を整理し、説明すること。 ○9/29に、今後の耐震評価に係る面談を実施しており、以下のコメントを頂いており、11/2の面談において回答。 ・原子炉建屋の外壁調査スケジュールを説明すること。 ・1号機大型カバーについて、大崩落した場合の波及的影響を示すこと。 ○10/13の面談において、以下の主なコメントを頂いており、11/2の面談において回答。 ・耐震審査方針変更に伴う影響評価方針について、1/2Se450ガル(水平2方向+鉛直方向)を適用した場合の耐震評価について、今回実施する評価でどこまで確認できるのかを明確にするとともに、申請上の位置づけ及び具体的な設計体系全体の評価フローを示すこと。 ・1号機原子炉建屋大型カバーの設置に伴う原子炉建屋の外壁調査について、詳細調査及びコンクリートコア採取に係る代表的な調査箇所の選定について、外観調査結果、建屋内瓦礫散乱状況、応力集中部位等の総合的な観点から、判断基準及びその妥当性を整理し説明すること。 ○11/2の面談において、以下の主なコメントを頂いており、11/18の面談において回答。 ・既号機原子炉建屋の外壁調査計画について、アンカー削孔に伴う建屋への影響について、アンカー削孔が地震時に面内せん断ひび割れを励起し、耐震壁の強度等を低下させないことを実験等の科学的根拠に基づいて整理し説明すること。 ○11/18の面談において、以下の主なコメントを頂いており、2/17の面談にて回答。 ・外壁調査スケジュールに関して、アンカー等の本体工事の認可前着手にあたり、アンカー削孔に伴うR/B耐震壁への影響、被ばく低減、復元性を踏まえ整理すること。また、西面最上段の調査をホールドポイントとし、本スケジュール成立の条件、調査結果が悪い場合の対応期間を整理すること。 ○12/8の面談において、以下の主なコメントを頂いており、2/17の面談にて回答。 ・アンカー削孔に伴う原子炉建屋への影響検討における文献の引用については、引用文献における試験目的や供試体の詳細及び試験結果並びに著者の見解を示すと同時に、これらを踏まえて本申請におけるアンカー削孔による原子炉建屋への影響評価に対する適用性について東京電力による見解を説明すること。なお、開口の有無による試験体のひび割れ進展状況の差異についても考察を加えること。 ○12/23の面談において、以下の主なコメントを頂いており、2/17の面談にて回答。 ・アンカーボルトの抜け出し量については、アンカーボルトの支持機能の保持に対する適合性を説明すること。 ・Se900による評価を行うにあたっては、各面における外壁調査結果の反映方法、反映時期及びホールドポイントでの考え方を整理して示すこと。 ○11/2の面談において、以下の主なコメントを頂いており、3/17の面談にて回答。 ・1号機大型カバーに係る1/2Se450評価について、水平2方向の組合せに用いる直交する地震動について、全く同じ地震動が同時に2方向に入力されることは現実的に考えにくいとしているが、1Fでの地震観測記録を踏まえて、その根拠をサイト特性として整理した上で説明すること。 ○12/8の面談において、以下の主なコメントを頂いており、3/17の面談にて回答。 ・原子炉建屋の外壁の調査箇所について、どの範囲の外壁の代表として扱っているかが明確でないことから、調査箇所が代表している外壁の範囲を明示するとともに、調査箇所及びそれ以外の外壁に対して、対策を含む解析・設計への調査結果(例えば、地震応答解析モデルにおける外壁の剛性低下等)の反映方針を整理し説明すること。 ○2/17面談において、以下の主なコメントを頂いており、3/17の面談にて回答。 ・アンカー削孔欠損を考慮した原子炉建屋外壁部の評価に関して、FEM解析結果の妥当性を検証するにあたって引用した文献について、試験条件等の詳細を示すこと。 ・アンカー引き抜き試験のひび割れ幅について、実機とのスケール誤差の対応を明確にした上で、引き抜き試験結果の設計への反映の考え方を説明すること。</p>
<p>1号機原子炉建屋を覆う大型カバーへの換気設備他設置</p>	<p>・II 2.3 本文 添付9 2.11 本文 添付3-1 添付7 2.15 本文 添付1 ・III 第1編 附則 第3編 2.1.3 3.1.2</p>	<p>R3.8.23</p>	<p>廃炉発官R3 第80号</p>	<p>No.5,9 No.1,2,4,7 No.4 と重複</p>	<p>要 【記載変更】【既認可反映】 (原規規発第2109223 号,2111112号,2204221 号,2205093号)</p>	<p>○1/26の面談において、以下の主なコメントを頂いており、3/3面談にて回答。 ・換気設備運転時及び機能喪失時における敷地境界に与える線量評価については、評価条件を整理した上で再度説明すること。 ○3/3面談実施しており、以下の主なコメントを頂いているものの、面談資料への反映で対応済。 ・評価条件に記載している放出率算出過程がわかるよう記載を見直すこと ・敷地境界線量への影響評価は1Fのどの地点でのものなのか評価地点の考え方について面談資料に追記すること。 ○補正申請に向けて対応中。 【経緯】 ○8/23変更認可申請、8/27に面談を実施し、以下のコメントを頂いており、9/16の面談において回答。 ・本申請の設置及び変更の目的を明確に示した上で、各設備等の役割を説明すること。 ・換気設備の設計条件について、排気風量の設定根拠を説明すること。 ・非常用注水設備の代替手段について、大型カバー設置前後で方法を比較し、説明すること。 ○9/16の面談において、以下のコメントを頂いており、10/7の面談にて回答。 ・設定用外気温度について、約40年前の気象データを使用しているため、至近の気象データで評価した場合の必要風量評価を説明すること。 ・大型カバー壁面からの熱負荷を評価し、説明すること。 ○10/7の面談において、主に以下のコメントを頂いており、11/17の面談にて回答。 ・換気設備の風量設定について、大型カバーの材質を踏まえて大型カバー外壁や屋根が最大何℃まで上昇するかを示すと同時に、大型カバー内の機器等の熱負荷に加えて、上記の大型カバー外壁や屋根の温度上昇による熱負荷を考慮した結果、実際の大型カバー内の温度が何℃まで上昇するのかについても示すこと。 ○10/7の面談において、主に以下のコメントを頂いており、12/17の面談にて回答。 ・本年9月8日の原子力規制委員会で行った福島第一原子力発電所の耐震設計における地震動の適用の考え方等を踏まえて、換気設備を耐震クラスとした考え方を説明すること。 ○10/27の面談において、以下の主なコメントを頂いており、12/17の面談にて回答。 ・本申請で設置する換気設備の耐震クラス分類をCクラスと評価するに至った、機能喪失時における公衆被ばく線量評価についての条件や解析等の詳細を示すこと。 ○11/17の面談において、以下のコメントを頂いており、12/17の面談にて回答。 ・カバー隙間からの漏えいを考慮した場合の敷地境界線量評価について説明すること。 ○12/17の面談において、以下の主なコメントを頂いており、1/26の面談にて回答。 ・火災発生防止、火災検知及び消火並びに火災の影響の軽減の3方策ごとに、本申請における火災対策(不燃材の使用、火災を感知する方法、消火器の使用等)を説明すること。 ・本申請における換気構成で行う作業のうち最も放射性ダストの飛散が予測されるガレキ撤去作業において、換気設備の運転時及び機能喪失時における大型カバー隙間等からの放射性物質の漏えい評価及び敷地境界に与える線量影響を示すこと。</p>
<p>7 固体廃棄物貯蔵庫第10棟の設置</p>	<p>・II 2.10 本文 添付5、添付17~26 ・III 第1編 附則 添付1 添付2 ・III 第2編 附則 添付1 添付2 ・III 第3編 2.1.1 2.2.2 2.2.4</p>	<p>R3.11.5</p>	<p>廃炉発官R3 第143号</p>	<p>No.1,2,4,6,8 No.1,2,4 No.1,2,3,4 と重複</p>	<p>要 【既認可反映】(原規規発 第,2111112号,2204221 号,2204281号,2205093 号)</p>	<p>○11/5変更認可申請、11/10に面談を実施し、以下のコメントを頂いている状況。 ・構成する設備の通常時及び事故時に要求する安全機能並びにその要求に基づく設計によって定めた各構成設備の仕様、貯蔵する保管容器の運用・管理の方法、耐震クラスとした線量評価の根拠、通常時の敷地境界線量評価においてCo-60を代表核種とした根拠等の申請内容の詳細を説明すること。 ○12/1面談を実施し、以下の主なコメントを頂いている状況。 ・固体廃棄物貯蔵庫第10棟の設計・評価の基本条件となる保管物の内容及び保管量を明確にし、その詳細を提示すること。 ・保管方法や放射線を含む環境条件等を加味し、本貯蔵庫に対して安全上要求される放射性物質の閉じ込め及び遮蔽等についての対応を、整理して説明すること。 ・通常時及び事故時の線量影響評価を踏まえ、耐震クラスをCクラスとした根拠を説明すること。 ○12/15面談を実施し、以下の主なコメントを頂いている状況。 ・保管容器について、汚染土等による腐食が考えられるが、腐食の有無を整理するとともに、腐食が有りうるかと判断した場合に、腐食防止効果のある塗装としてどのような対策をするのかを説明すること。 ・耐震クラスの設定について、第10棟の安全機能が喪失した場合を想定し、保管物が有する潜在的な放射線影響の程度により分類すること。具体的には、遮へい機能と閉じ込め機能を有する保管容器及び第10棟の建屋が無い状態での保管物の放射線による公衆被ばく影響評価を行い、耐震クラスを再度検討し説明すること。 ○1/19に面談を実施し、以下の主なコメントを頂いている状況。 ・本施設に関する実効線量評価および設定する地震動に勘案した10棟の全体計画について説明すること。 【経緯】 ○11/5変更認可申請。 ○11/10に面談を実施し、以下のコメントを頂いており、12/1の面談にて回答。 ・固体廃棄物貯蔵庫第10棟を設置することの必要性</p>

8	ALPS処理水の海洋放出関連設備の設置等	<ul style="list-style-type: none"> 目次 I 2.1 2.3.7 2.4 II.1 1.9 1.14 II.2 2.5 本文 添付12 2.16.1 本文 添付2 添付9 2.16.2 本文 添付4 添付9 2.16.3 本文 添付4 添付8 2.50(新規作成) 本文、添付1～添付7 III 第2編 第3編 1.9 2.1.2 2.2.3 3.1.4 VI 本文 別冊集目次 別冊27(新規作成) 参考資料 	<p>R3.12.21</p> <p>R4.4.28</p>	<p>廃炉発官R3 第175号</p> <p>廃炉発官R4 第23号</p>	<p>No.1.2</p> <p>No.1</p> <p>No.1,2,4,7</p> <p>No.2</p> <p>と重複</p>	<p>要</p> <p>【記載変更】【既認可反映】(原規規発第2204281号、2205093号)</p>	<p>○4/10審査会合(第14回)に向けた、事前面談を3/30、4/4、4/5、4/6、4/8に実施しており、纏め資料の説明ならびに審査会合で頂いたコメント回答を実施。</p> <p>○4/10審査会合(第14回)を実施。</p> <p>○4/15審査会合(第15回)に向けた、事前面談を4/13に実施、纏め資料の説明ならびに審査会合で頂いたコメント回答を実施。</p> <p>○4/15審査会合(第15回)を実施。</p> <p>○4/28補正申請。</p> <p>○補正申請に向けて対応中。</p> <p>【経緯】</p> <p>○12/21変更認可申請。</p> <p>○12/22規制委員会にて、「本変更の審査・確認の進め方」「今後の対応」について、報告があった。</p> <p>○12/24審査会合(第3回)を実施しており、規制庁より「主要な論点」の提示があり、今後の審査会合にて説明を行っていくことを表明。</p> <p>○1/11審査会合(第4回)に向けた、事前面談を1/6に実施しており、「主要な論点」のうち、以下の論点に対して回答を行った。</p> <p>・1 全体方針</p> <p>・2-1 原子炉等規制法に基づく審査の主要論点 (1) 海洋放出設備 (2) 不具合の発生時における設備の設計の妥当性評価</p> <p>○1/11審査会合(第4回)を実施。</p> <p>○1/20審査会合(第5回)に向けた、事前面談を1/17に実施しており、「主要な論点」のうち、以下の論点に対して回答を行った。</p> <p>・2-1 原子炉等規制法に基づく審査の主要論点 (1) 海洋放出設備 (2) ALPS処理水の海水への混合希釈率の調整及び監視</p> <p>・2-1 原子炉等規制法に基づく審査の主要論点 (1) 海洋放出設備 (2) 海洋放出前のタンク内ALPS処理水の放射能濃度の均質化</p> <p>・2-1 原子炉等規制法に基づく審査の主要論点 (1) 海洋放出設備 (2) 海洋放出時の保安上の措置 (2) ALPS処理水の海洋放出による敷地境界における実効線量評価</p> <p>・2-2 政府方針への取り組みに関する主な確認事項 (1) トリチウムの年間放出量</p> <p>○1/20審査会合(第5回)を実施。</p> <p>○1/27審査会合(第6回)に向けた、事前面談を1/24に実施しており、「主要な論点」のうち、以下の論点に対して説明。</p> <p>・2-1 原子炉等規制法に基づく審査の主要論点 (1) 海洋放出設備 (2) 機器の構造・強度、地震・津波など自然現象に対する防護、誤操作防止、信頼性等</p> <p>・2-2 政府方針への取り組みに関する主な確認事項 (3) 海洋放出による周辺環境への放射線影響評価</p> <p>○1/27審査会合(第6回)を実施。</p> <p>○2/1審査会合(第7回)に向けた、事前面談を1/28に実施しており、「主要な論点」のうち、以下の論点に対して説明。</p> <p>・2-1 原子炉等規制法に基づく審査の主要論点 (1) 海洋放出設備 (2) 不具合の発生時における設備の設計の妥当性評価</p> <p>・2-1 原子炉等規制法に基づく審査の主要論点 (1) 海洋放出設備 (2) 異常の検出とALPS処理水の海洋放出の停止方法</p> <p>・2-1 原子炉等規制法に基づく審査の主要論点 (1) 海洋放出設備 (2) 機器の構造・強度、地震・津波など自然現象に対する防護、誤操作防止、信頼性等</p> <p>・2-2 政府方針への取り組みに関する主な確認事項 (2) 海域モニタリング結果を踏まえた対応</p> <p>○2/1審査会合(第7回)を実施。</p> <p>○2/7審査会合(第8回)に向けた、事前面談を2/3に実施しており、「主要な論点」のうち、以下の論点に対して説明。</p> <p>・2-1 原子炉等規制法に基づく審査の主要論点 (1) 海洋放出設備 (2) 海水の取水方法・希釈後のALPS処理水の放水方法</p> <p>・2-1 原子炉等規制法に基づく審査の主要論点 (1) 海洋放出設備 (2) 機器の構造・強度、地震・津波など自然現象に対する防護、誤操作防止、信頼性等</p> <p>・2-1 原子炉等規制法に基づく審査の主要論点 (1) 海洋放出設備 (2) 保安上の措置 (1) ALPS処理水中の核種の放射能濃度の分析方法・体制</p> <p>○2/7審査会合(第8回)を実施。</p> <p>○2/15審査会合(第9回)に向けた、事前面談を2/10に実施しており、「主要な論点」のうち、以下の論点に対して説明及び第8回審査会合への回答を行った。</p> <p>・2-1 原子炉等規制法に基づく審査の主要論点 (1) 海洋放出設備 (2) 海水の取水方法・希釈後のALPS処理水の放水方法</p> <p>・2-1 原子炉等規制法に基づく審査の主要論点 (1) 海洋放出設備 (2) 機器の構造・強度、地震・津波など自然現象に対する防護、誤操作防止、信頼性等</p> <p>・2-1 原子炉等規制法に基づく審査の主要論点 (2) 保安上の措置 (1) ALPS処理水中の核種の放射能濃度の分析方法・体制</p> <p>○2/15審査会合(第9回)を実施。</p> <p>○2/25審査会合(第10回)に向けた、事前面談を2/22に実施しており、「主要な論点」のうち、以下の論点に対して説明及び審査会合の指摘事項に対する回答を行った。</p> <p>・2-1 原子炉等規制法に基づく審査の主要論点 (1) 海洋放出設備 (2) 海水放出前のタンク内ALPS処理水の放射能濃度の均質化</p> <p>○2/25審査会合(第10回)を実施。</p> <p>○3/1審査会合(第11回)に向けた、事前面談を2/24に実施しており、「主要な論点」のうち、以下の論点に対して説明及び審査会合の指摘事項に対する回答を行った。</p> <p>・2-2 政府方針への取り組みに関する主な確認事項 (1) トリチウムの年間放出量</p> <p>○3/1審査会合(第11回)を実施。</p> <p>○3/10審査会合(第12回)に向けた、事前面談を3/7に実施しており、「主要な論点」のうち、以下の論点に対して説明。</p> <p>・2-1 原子炉等規制法に基づく審査の主要論点 (1) 海洋放出設備 (2) 海水の取水方法・希釈後のALPS処理水の放水方法</p> <p>・2-1 原子炉等規制法に基づく審査の主要論点 (1) 海洋放出設備 (2) 異常の検出と停止方法</p> <p>・2-1 原子炉等規制法に基づく審査の主要論点 (1) 海洋放出設備 (2) 機器の構造・強度、地震・津波など自然現象に対する防護、誤操作防止、信頼性等</p> <p>・2-1 原子炉等規制法に基づく審査の主要論点 (1) 海洋放出設備 (2) 不具合の発生時における設備の設計の妥当性評価</p> <p>・2-1 原子炉等規制法に基づく審査の主要論点 (2) 保安上の措置 (1) ALPS処理水中の核種の放射能濃度の分析方法・体制</p> <p>○3/10審査会合(第12回)を実施。</p> <p>○3/18審査会合(第13回)に向けた、事前面談を3/15に実施しており、「主要な論点」のうち、以下の論点に対して説明。</p> <p>・1 全体方針</p> <p>・2-1 原子炉等規制法に基づく審査の主要論点 (1) 海洋放出設備 (2) ALPS処理水の海水への混合希釈率の調整及び監視</p> <p>・2-1 原子炉等規制法に基づく審査の主要論点 (1) 海洋放出設備 (2) 海洋放出前のタンク内ALPS処理水の放射能濃度の均質化</p> <p>・2-1 原子炉等規制法に基づく審査の主要論点 (1) 海洋放出設備 (2) 機器の構造・強度、地震・津波など自然現象に対する防護、誤操作防止、信頼性等</p> <p>・2-1 原子炉等規制法に基づく審査の主要論点 (1) 海洋放出設備 (2) 不具合の発生時における設備の設計の妥当性評価</p> <p>・2-1 原子炉等規制法に基づく審査の主要論点 (2) 保安上の措置 (1) ALPS処理水中の核種の放射能濃度の分析方法・体制</p> <p>・2-2 政府方針への取り組みに関する主な確認事項 (3) 海洋放出による周辺環境への放射線影響評価</p> <p>○3/18審査会合(第13回)を実施。</p>
9	2号機燃料取扱設備設置	<ul style="list-style-type: none"> II 2.11 本文 添付1-1 添付1-3 添付3-3 添付4-1 	<p>R4.3.22</p>	<p>廃炉発官R3 第235号</p>	<p>No.5,6</p> <p>と重複</p>	<p>要</p> <p>【既認可反映】(原規規発第2204221号)</p>	<p>○3/22変更認可申請。</p> <p>○3/23面談、4/12面談を実施しており、スケジュールを説明、技術的なコメントは頂いていない状況。</p> <p>○4/28面談実施しており、以下の主なコメントを頂いている状況。</p> <p>・ジブクレーンの評価結果ならびに評価過程を面談資料に追記すること。</p> <p>○以下の主なコメントは、既申請案件の「2号機燃料取り出し用構台設置」の面談で頂いたコメントであり、4/12の面談にて下線部について回答。</p> <p>・地震時の荷重の組合せの考え方を整理の上、適切な地震動を用いて評価を行うこと。</p> <p>・原子炉建屋及び燃料取り出し用構台の地震応答解析モデルにおける全ての床応答スペクトル算定条件及び結果の詳細を示すこと。</p> <p>・燃料取扱設備に適用する許容応力について、基準地震動Sdに対する波及的影響の確認方法と併せて、その設定の考え方を改めて整理して説明すること。</p> <p>・移送操作中の燃料集合体の落下時の影響評価について、現在の燃料冷却や配置等の状況を踏まえ、現実的な評価となるよう考え方を整理し、改めて説明すること。</p> <p>・燃料取扱設備が原子炉建屋と燃料取り出し用構台の間にある場合の固有周期を示し、耐震評価位置選定の妥当性を説明すること。</p> <p>【経緯】</p> <p>—</p>
10	6号機燃料取出に伴う構内用輸送容器収納燃料(9×9燃料)の追加	<ul style="list-style-type: none"> II 2.31 本文 添付1 	<p>R4.4.27</p>	<p>廃炉発官R4 第22号</p>	<p>と重複</p>	<p>否</p>	<p>○4/27変更認可申請。</p> <p>○4/28面談を実施しており、以下の主なコメントを頂いている状況。</p> <p>・輸送容器(22B/32B)の使用に際し全体工程を示すこと。</p>

No.	件名	変更予定箇所	申請予定時期	概要
①	使用済燃料乾式キャスク仮保管設備の増設	・II章 ・III第3編	R4.8	【概要】 1～6号機の使用済燃料プールに貯蔵中の燃料を共用プールに輸送するため(3,4号機は輸送済み)、共用プールの燃料を既設の使用済燃料乾式キャスク仮保管設備へ輸送・貯蔵し、空き容量を確保する。本件は、1～6号機使用済燃料取り出し完了に向けて、当該設備のさらなる増設(計65基から計95基に変更)を実施するもの。
②	放射性物質分析・研究施設におけるJAEAのRI使用に関する東京電力の統括管理について	・III第3編	調整中	【概要】 放射性分析・研究施設における社外分析機関(JAEA)によるRIの使用することについて東電が責任をもって管理することについて明確化する。
③	瓦礫等一時保管エリアの設定、解除及び変更に伴う実施計画IIIの変更並びに2024年3月までの放射性固体廃棄物等の想定保管量の反映	・III第1編 ・III第3編	調整中	【概要】 2021年10月11日の特定原子力施設監視・評価検討会の結果を受け、2022年度中に仮設集積場所の最小化を図ることを目的に一時保管エリアの新設と使用済保護衣等一時保管エリアから瓦礫類一時保管エリアへの転用を行う。 本変更にあわせて、2024年3月までの3年分の放射性固体廃棄物等の想定保管量の反映を行う。
④	所内共通ディーゼル発電機空気だめ修理に伴う溶接検査確認事項の追加	・II 2.7	調整中	【概要】 所内共通ディーゼル発電機空気だめ修理に伴い溶接検査確認事項を追加する。 本件は実施計画の記載の変更のみのため、敷地境界線量への影響はない。
⑤	建屋滞留水の定義変更に伴う実施計画変更	・III第1編	調整中	【概要】 床面以下に滞留する残水について一部管理方法の変更に伴う実施計画の変更。
⑥	2号機のPCV内部調査及び試験的取り出し作業のうち試験的取り出し	・V	調整中	【概要】 2号機PCV内部調査にあわせて実施する試験的取り出し作業であり、少量の燃料デブリをアーム型装置で取り出しを行う。
⑦	5号機循環水ポンプ撤去	II 2.18	調整中	【概要】 5・6号機護岸エリアの環境整備のため、5号機循環水ポンプを撤去する。
⑧	淡水化RO膜装置側の雨水RO濃縮水移送ラインの設置の中止	・II 2.36	調整中	【概要】 現在、淡水化RO膜装置側のタンクがフランジ型のため、淡水化RO膜装置の運用を休止としている。淡水化RO膜装置側の雨水RO濃縮水について、移送ラインの設置を検討していたが、設備が休止となり、今後の使用見込みも薄いことから設置を見送ることとする。そのため、実施計画の記載を変更する。

現状の審査状況を踏まえた優先案件の整理

優先度:高

No.8
ALPS処理水の海洋放出関連設備の設置等

No.6
1号機原子炉建屋を覆う大型カバーへの換気設備他設置

2022年5月13日
東京電力ホールディングス株式会社

特定原子力施設監視・評価検討会 第100回の議題に関するご相談

- ①ALPS 処理水の海洋放出に係る実施計画変更認可申請の審査状況について
- ②3月16日の地震発生後の1Fの状況について
- ③廃棄物管理区分の在り方について
- ④1Fにおける実施計画検査（施設定期検査）の基本方針について
- ⑤その他
 - ・6号機燃料取り出しに向けた取り組み状況について
 - ・高線量 SGTS 配管撤去の進捗状況について
 - ・HIC スラリー移替えの進捗状況について
 - ・検出されたトリチウムの網羅的・システムチックな測定手法について（過去会合のコメント回答）

以上

福島第一原子力発電所における事務本館整備について

2022年5月13日

TEPCO

東京電力ホールディングス株式会社

- 福島第一原子力発電所では、作業員の休憩所が不足していること、コロナ禍の対応で3密を回避するため一人当たりの広さを確保しなければならないことから、早急に休憩所を整備を進めたい
- 休憩所として新たに整備する対象に、「実施計画Ⅲ 第1編 添付2管理対象区域図」で、区域区分を明記している事務本館が含まれている
- 休憩所整備工事に関し、実施計画の記載についてご相談したい